

# 令和2年度 第2回 仙台市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和2年8月6日(木) 午後3時00分～午後4時30分

2 場所 仙台市福祉プラザ プラザホール

## 3 出席者

[地域福祉専門分科会委員] 17名(委員定数17名)

阿部重樹委員	伊丹さち子委員	大内修道委員	大瀧正子委員	小川登委員
小岩孝子委員	島田福男委員	庄子清典委員	立岡学委員	釣舟晴一委員
寺田清伸委員	長岡弘晴委員	中田年哉委員	三浦啓伸委員	村山くみ委員
渡邊純一委員	渡邊礼子委員	(五十音順)		

[事務局]

○健康福祉局	熊谷健康福祉局次長	西山社会課長
	柴田総務課長	和泉社会課被災者支援担当課長
	太田保護自立支援課長	菅原障害企画課長
	高橋障害者支援課長	松本地域包括ケア推進課長
	小島高齢企画課企画係長	
○子供未来局	富田総務課長	

[オブザーバー]

○仙台市社会福祉協議会より4名

- 4 次第
- (1) 開会
  - (2) 会長挨拶
  - (3) 委員紹介
  - (4) 議事  
「(仮称) 支え合いのまち推進プラン」の方向性について②
  - (5) その他
  - (6) 閉会

## 5 内容

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 委員紹介
  - 折腹実己子委員の後任として新たに就任いただいた、伊丹さち子委員を紹介
  - 過半数の委員の出席により、定足数を満たしていることを報告

#### (4) 議事

- 議事録署名人について、釣舟晴一委員を指名→釣舟委員承諾
- 資料 1-1、1-2 に基づき社会課長から説明

#### 「(仮称) 支え合いのまち推進プラン」の方向性について②

##### ○阿部会長

質問や計画に関するご意見、ご感想など、どのようなものでも結構なので、関心のある所について自由に発言をお願いしたい。

##### ○庄子委員

計画のどの段階で考えればよいか本当にわからないのだが、2 ページ目の「住まいの確保」に関係するところで、今、仙台市空き家対策協議会が開かれていて、そこで空き家の問題解決に向けて議論している。空き家が増えて地域のつながりが阻害されたり、老朽化した建物が危険性を増したり、防犯の観点からは不審者がそこを使用したりといった課題から、空き家対策が求められるわけだが、この住まいの支援に空き家を何らかの形で活用する方向性が必要かと思っている。

現在、空き家対策協議会は、あくまでも市場に任せるという立場から、メンバーは不動産関係者、建築関係者が中心だが、いずれ経済的な活用が上手くいかなかったときには、福祉分野への相談という段取りになっていると聞いており、そのあたりがここに関わってくるだろうと思い、申し上げた。

##### ○阿部会長

空き家問題に関して、具体的に議論が重ねられている組織として空き家対策協議会があり、それが私どもの策定委員会で示されている「住まいの確保」のところの内容として、視野に入っているかどうかの確認と、具体的に今は意識していないにしても、将来のどこかの時点で視野に入れる構想があるかどうかということも含めて質問があったと思うが、事務局から説明をお願いしたい。

##### ○社会課長

空き家対策について申し上げますと、基本的には所有者がいるので、所有者への意識の啓発といった取り組みが必要だという議論がまずあり、次の段階として空き家の活用をどうしていくかも確かに問題であって、高齢者などの要配慮の方への住宅、住まいの確保という点での取り組みも必要かと思っている。また、部署は違うが、住生活基本計画というものがあり、こちらも改訂作業中である。住まいという切り口では、要配慮の方に対して福祉的サービスの側面からどのように支援や協力・連携していけるのかという視点は、住生活基本計画にも確か含まれていたと記憶している。所管している部署と庁内連携しながら「せんだい支え合いのまち推進プラン」にも何か盛り込んでいけることがあるのかどうか、確認してまいりたい。

#### ○阿部会長

それでは事務局で住生活基本計画と空き家対策委員会について、どのような関わり合いがあり得るか少し研究いただきたい。

#### ○立岡委員

はじめに、資料 1-1 の基本的方向 1 に課題・委員意見として「長い時間軸での担い手育成」と書かれていて、それがおそらく基本的方向 2 の「養成後の活躍の場が必要」につながっているのだろうが、パッと見るとわかりづらい。「養成した担い手の活躍の場が必要」と書いた方が、基本的方向 1 のところで養成された人が基本的方向 2 のところで活躍していくといった形で、わかりやすくなるのではないかな。

次に、資料 1-1 の右上の「3 つの基本的方向の関係性」のところに「地域づくりに向けた支援」「参加支援」「断らない相談支援」とあり、これは国の地域共生社会の議論において、最終的に修正がかけられて「相談支援」という形でまとめられたと聞いているので、多分国に合わせる形になるかと思われる。おそらく、断らないことを前提とした相談支援というまとめ方になるのではないかな。

続いて資料 1-2 では、最終的に庁内で行われている事業を聴いて、意見を集約する際に挙げられると思うが、今あった空き家の話は、既に 7 月 27 日から住宅政策課が中心となって、宮城県居住支援協議会の関係で高齢者の住まい探しサポート事業のような、高齢者でなかなか住まいを探せない人を対象とした事業も始まっているようだ。いずれそうした事業も掲載されるだろうし、同じように、資料 1-2 の 5 ページ記載の「アウトリーチ支援の推進」も実際に 6 月 24 日から保護自立課の事業として、困窮者のアウトリーチ支援もスタートしているので、「アウトリーチ支援の推進」部分も色々と記載されてくるのではないかな。様々な事業が含まれて、大変なボリュームになるだろうが、それならばそれで、資料 1-1 の基本目標「誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなで作る」が、明確になればよいと思う。

最後にもう一点だけ、追記してほしいところとして資料 1-2 の 3 ページ目「災害に備える地域づくり」の「(参考：現計画の施策の方向性と事業の例)」に色々と書かれているが、災害時においては NPO 等の関係団体にも地域に入ってもらうことが必要なので、NPO 等との連携といった記述もあるとよいのではないかな。その他の部分は十分にまとまっていると思われる。今後、地域共生社会の議論の進展を踏まえて、改善すべき点がでてくると思われるが、私からはとりあえず以上になる。

#### ○阿部会長

複数点に関わり、評価とともに課題について、もう少し取り組みを掘り下げたらどうか、あるいはウイングを広げたらどうか、というような指摘もあったと思うが、現時点で事務局から何か回答があればお願いしたい。

○社会課長

ご指摘のように、既に走っている、走り始めている事業も複数あると認識している。資料 1-2 では現在の第 3 期仙台市地域保健福祉計画で取り上げられている事業を主に振り分けしているため、今後庁内での照会結果等を踏まえつつ既に始まっている新しい取り組みや、今後方向性を示した方がよい取り組みについても示していきたい。例えば住まいの話や、生活困窮部分におけるアウトリーチの話とか。災害に備えるという点では危機管理室との調整も必要になってくるので、どこまで具体的に書き込めるかという課題はあるが、調整してまいりたい。

○阿部会長

さらなる研究をお願いしたい。他の皆様はどうか。

○渡邊純一委員

施策の方向 1 の「誰もが暮らしやすい生活環境の整備」中に、「情報アクセシビリティの向上」が掲げられており、これはとても大事なことだと思うが、資料 1-2 の 2 ページ「(参考：現計画の施策の方向と事業の例)」には情報アクセシビリティの向上に関わる記述が抜けているようなので、もう少し膨らませた方がよいのではないか。

○阿部会長

事務局から意見はあるか。

○社会課長

資料 1-2 で示した具体的な事業例は、生活環境としてのハード部分を主に掲載していたので、指摘を踏まえて情報アクセシビリティについても取り上げて、計画に盛り込めるようにしていきたい。

○阿部会長

庄子委員や立岡委員からも、別の委員会等で議論が進んでいるという情報を紹介いただいたが、渡邊純一委員が話された情報アクセシビリティというソフト面については、聞き及んでいるところによると、県では手話言語の条例策定を視野に入れた取り組みを進めているようなので、その辺りも研究していただきたい。

○社会課長

確か今年度中に、県で条例策定に向けて進んでいくと聞いているので、その動きも把握しておきたいと思う。

○小岩委員

基本的方向の 1、2、3 については今後必要なことがきちんとまとめられているなどと思っている。それから施策の方向の 4 つの柱も必要なことだなどと思っており、3 番目の「多機関の協働

による、相談を受けとめよりそい続ける支援の推進」はこれから非常に必要になってくると思っている。

その課題の3番目「どんな相談でも受け止める場が必要」について、相談者の問題は1つだけではなく、複数重なり合っている場合が非常に多いと思う。そうすると、例えば資料1-2の5・6ページ記載の「仙台市における保健福祉関係相談機関」がたくさんあるのはわかっているのだが、まとめて話を聞く機関が少ないと思う。例えば「身近な地域」の項目では、当法人でも児童館を運営しており相談も受けるのだが、相談支援機関ではないので、相談を受けている児童館と受けていない児童館があると思われる。私たちのところでは、受けた相談を学校や民生委員に相談したり、地域で19団体によるネットワークからなる「ほっとネット in 東中田」につなげたりしているが、正式な相談機関も無く、どうすればいいのか悩む事例もたくさんある。資料1-2の5ページ最下部に「民生委員・児童委員」とあるが、民生委員児童委員が全て抱えて、相談を受けたり、それに回答したりということがなかなか難しいかなと思っている。地域の中でどんな相談でも受け止める場が本当は無いのではないか。その辺りが私としては心配だ。

相談者は何かあったときに、はじめに「子ども家庭応援センター」とかには行かないだろう。病院に例えるならば、少し具合が悪くなった時に地域の病院にかかり、診察を受けて大丈夫ならばそれでよいし、大きな医療機関で検査や手術が必要と診断されれば、そこで必要な処置を受けて、また地域に戻り、地域の病院に通う。そのようなシステムができれば、もっと相談しやすくなるのではないか。今後必要だと思うので、何らかの形でできないものか。

#### ○阿部会長

今後のことも視野に入れつつ、現状でも構わないが何か小岩委員の発言に応えることはあるか。

#### ○社会課長

まさにそうした体制をどう築いていくかが今後の大きな課題と考えているところである。資料1-1の基本的方向3に含まれる施策の方向に「複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり」とあり、その中に「多機関の協働による包括的な相談支援のあり方」という記述が問題認識を表している部分である。現状は特効薬のような解決策を事務局で持っているわけではなく、計画策定に向けた検討、それから計画策定後も取り組んでいかねばならない項目であると捉えている。

複合的な課題への対応として既に取り組んできたこととして、資料1-2の6ページに記載のある仙台市社会福祉協議会の各区・支部事務所では、例えばCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の拡充を図りながら、地域のつながりをいかに良くしていくかとか、個別支援の対応をどうしていくかという部分に取り組んでいるので、そうした取り組みを来年度以降も強く推進していきたいと考えているところである。

○阿部会長

はい、長岡委員。

○長岡委員

情報アクセシビリティの向上という時に是非留意していただきたいのは、罪を犯した方で刑務所から出所したら浦島太郎状態の人や、パソコンを買えない学生もいるということ。それから私はベビーブーム世代だが、同世代にはパソコンを使いこなしている人も、意図的に避けている人もいる。そうすると格差が出てくる。どんな場合でも時流についていけない人がいる。まして、最近は機械の更新速度が非常に早く、いつの間にか5年、10年もったものが5年ぐらいで更新しないと使えなくなる。そうすると、そうした機器を買えない人は最後まで買えない。こういう状況があるので、その辺りを含ませながらどこかで救済するシステムを是非念頭に置いて、情報化対応の施策を考えていただきたい。

○阿部会長

これも大変難しい指摘をいただいた。ある意味で情報化社会の落とし穴のようなもので、情報格差でIT化への対応が難しい人たちへの支援といったテーマになるかと思うが、今の時点で事務局の考えはどうか。

○社会課長

話が少し逸れるかもしれないが今回のコロナ禍の中で、例えば対面で直接会えないような場合にリモートでやりとりをすとか、SNSを利用すとか、そういう話が一気に進んできたのかなと思っている。

そうした世の中の動きや変化についていける人もいればついていけない人もいて、必要な情報にたどり着ける仕組みや、欲しい情報が手元に届く仕組みの整備が必要と考えている。

色々な場面で行政の情報も発信していくが、それも紙媒体だけではなく、様々な媒体で発信していくことで、より多くの人に情報が届きやすくなるとか、そうした視点はやはり大事だと思っている。そのあたりは特定の事業でというより、全体の考え方としてそうしたことを踏まえていく必要があると今は思っているが、引き続き検討させていただきたい。

○阿部会長

これも少し検討・研究いただき、この推進プランの中に具体的・個別的事業として位置づけることが難しかったとしても、何らかの言及があってもよいように思えた。それから、小岩委員からの断らない相談支援の体制について、医療では専門分化が学問的にも組織的にも行われており、一次医療圏、二次医療圏、三次医療圏や、各医療圏の連携により上手く捉えられていることを、福祉分野で組織化できるかということ、なかなか難しいような気がする。しかし、先ほど話に出ていたCSWが活躍してファーストコンタクトを受ける中で大きな役割を果たすという好事例と、そういうものをこのプランの中で何らかの形で示すこと等、断らない寄り添う相談支援の見せ方は、検討を要すると思っているので、皆様からも色々と知恵を借りたい。は

い、庄子委員。

#### ○庄子委員

実は私たち社会福祉法人に関わる社会福祉法が平成 28 年度・29 年度に抜本的な改正を受けた。改正の目玉の一つに社会福祉法人が地域における公益的な取り組みを実施することの義務化がある。いわゆる地域貢献の話である。実際に取り組み始めている社会福祉法人もあるが、どうしたらいいか、何をしたらいいかわからない法人や、やりたいのにやれない法人もたくさんあり、そろそろ健康福祉局が所管課として指導に入るのではないかと考えている。

ところで、仙台市に 100 以上ある社会福祉法人は資料 1-2 の 6 ページ記載の図において、高齢分野から生活困窮等の分野まで全てに関わっている。すなわち、6 ページの図中において何らかの役割を当然担うべき存在になっている。そこで、例えばこの図のどこかに社会福祉法人という文言を入れてもらい、すぐに着手はできないかもしれないが、自分のいる地域において社会福祉法人がやるべきことは、ここに関わることなのだという認識を広めてもらい、協働して取り組んでいくことが、小岩委員の意見に対する一つの解決方法になるのではないかと提案申し上げる。

#### ○阿部会長

窓口を身近でさらに広げるという趣旨で、健康福祉局から監査が入るかもしれないというような意見だったが、ここも事務局で研究していただけるか。

#### ○社会課長

市社会福祉協議会では「第 5 次地域福祉活動計画」の検討が進められているところだが、現行の「第 4 次地域福祉活動計画」でも、様々な主体として社会福祉法人に言及されている部分がある。そちらと連携しながら考えていく必要があると思われる。

#### ○阿部会長

寺田委員、市社会福祉協議会の考えはいかがか。

#### ○寺田委員

地域福祉活動計画はこの「せんだい支えあいのまち推進プラン」と並行して策定される、社会福祉協議会の実践版といったところだが、コロナ禍の影響で若干策定作業が遅れている。私自身不勉強だが、実際色々な法人があり、協力しあって進めていく部分が今後増々出てくるのではないか。今は、法人間のやりとりはサービスの照会や相談程度で止まっているのかもしれないが。

例えば高齢者施設に認知症予防の講演を頼むとか、個別にそうした協力が少しずつ行われていると思うが、全体のシステム化・制度化のようなことを考えていくのではないか。実際に色々な団体があり、団体同士の会議等もあると思うが、それぞれが上手くつながる場面が、あるようでもまだ無いのではないかと考えており、大きな課題の一つと捉えている。

#### ○阿部会長

社会福祉法の改正により、地域貢献が求められているということで、そろそろ公益的取り組みの実施について、各社会福祉法人が逃れられない時期にきているはずだから、テコ入れしてほしいという趣旨と思われるので、社会福祉協議会としても地域福祉活動計画において、そして推進プランとの関係で仙台市にも理解・協力をいただきながらタッグを組んでいただき、戸惑っている社会福祉法人に方向性を示しつつ叱咤激励してほしいと。そういう計画であってほしいということだろうと思う。

#### ○渡邊礼子委員

庄子委員と小岩委員の相談事業に関する言及に関連して意見申し上げたい。社会福祉法人の中には以前は在宅支援センターがあり、現在は包括支援センターとなって継承されている。地域包括支援センターは高齢者の相談窓口として、ようやく最近になって認知されてきている。ところが、地域包括支援センターはほぼ高齢分野だけで、例えば障害を持っている人の相談にいても、聞いてはくれるが、やはりどこか別の機関につないでいくことになる。地域包括支援センターが介護保険の枠組みにおける相談機関ゆえに、地域の色々な人たちが相談に行けない難点があるのではないかと、ずっと感じている。

地域の人には地域包括支援センターが地域の中にあること、また社会福祉法人の中にも存在していることをある程度わかっている。そこで、地域包括支援センターではない、包括的な支援センターという形で少し柔軟性を持たせてもいいのではないか。せっきやく地域包括支援センターが住民になじんできて、そこに行くのと相談ができるというところまで認識ができていのであれば、そこをもう少し活かすのも一つの案ではないか。

それから基本方針の「多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進」の中で、先ほど立岡委員が述べていた「長い時間軸での担い手の育成」後に「養成後の活動の場が必要」という部分について、活動の場が必要な担い手を、多様な相談の受け手役として育成していくことで、地域に必要な人材になってくるのではないか。私もボランティア活動をしているが、25年地域で活動していると色々な相談が来る。そういう相談の担い手ももっと地域の中に育てていったほうがいいのかと感じた。

あともう一つ、基本的方向3の「多機関の協働による、相談を受けとめよりそい続ける支援の推進」の「よりそい」について、ひらがながよいのか、漢字の「寄り添い」の方がよいのか、少し引っかかったので、検討していただきたい。

#### ○阿部会長

3点あったと思うが、今の時点で、事務局で回答できるもの、あるいは回答しやすいものがあれば回答をお願いしたい。

#### ○社会課長

最後の「よりそう」の表現は漢字がよいのか、ひらがながよいのかという点について、どちらがよいか意見はあるか。

#### ○渡邊礼子委員

漢字で「寄り添い」と書いてある方が寄って添って支援してくれる感じを受けるので、どうしてひらがなのか聞いてみたい。

#### ○社会課長

プラントイトル「せんだい支えあいのまち推進プラン」でも、漢字にできる部分をあえてひらがなにしている。親しみやすさ等を考えてのことだが、国でどういう使い方をしているか等も踏まえつつ検討したい。

それから、担い手の育成と育成した方々の活躍の場について、おそらく地域の中に担い手となる人材がいるのだろうが、きっかけや楽しみが無いと活動に参加されない方も一定程度いるので、まず参加してもらい、関心を持ってもらうことが必要と感じている。そして、関心は人によって様々で、例えば渡邊礼子委員の話にあったボランティア活動等、特定の分野で活動されている方も多と思われる。私どもとしても、是非担い手を増やしていきたいという思いは強く持っているので、引き続き様々なアイデアをいただきながら、進めていきたい。

また、地域包括支援センターについて、現在高齢者の相談支援における窓口となっていることだが、これに関しては地域包括ケア推進課長から説明させていただきたい。

#### ○地域包括ケア推進課長

地域包括支援センターを所管している地域包括ケア推進課の松本と申します。私から仙台市内の地域包括支援センターの現状についてお伝えする。地域包括支援センターは市町村が自前で設置する場合と、社会福祉法人等に外部委託する場合とがある。仙台市内には現在 52 センターあるが、その全てを外部委託により設置している。委託している法人には社会福祉法人、医療法人、株式会社などがあるが、法人により得意、不得意分野があり、高齢者から子どもまで全てをカバーするのはなかなか難しい状況である。現在も様々な相談が寄せられており、例えば 8050 問題やダブルケア問題など、なるべく対応できるように、仙台市が行う研修のテーマで取り上げ、基礎的な知識の習得とともに適切な機関につなげられるよう、対応力の向上を図っているところである。

#### ○阿部会長

姿をかなり具体的につかむことができた。今の指摘も可能な限り研究できるところは進めていただきたいと思う。

#### ○小川委員

地域で活動している立場からうかがいたい。資料 1-2 の 3 ページに「コロナの影響を踏まえた地域活動への支援」とあり、その中に想定される事業の例が「感染予防に留意した活動実践の情報提供」という形になっている。今なぜ地域活動がしづらいかというと、特効薬が無いことで住民が皆不安になっているから。その不安はいずれワクチンや薬などができればある程度落ち着くと思う。しかし、この事業の例だと 6 年間の計画の中の開始時点の記述で終わってし

まっている。現実的にワクチンや薬ができて、新型コロナウイルス自体は収束しないと思うので、将来的にはインフルエンザと同じような感覚になると思う。ただインフルエンザは冬にだけ流行するが、新型コロナウイルスは1年中続くことを前提に考えると、活動と新型コロナウイルスの共存を、どのような形でやっていくのか明確にした方がよいと思う。ワクチンや薬が出てくることにより、精神的に楽になり活動もできると思う。そのためにも、もう一歩先を見越して計画してほしい。

○阿部会長

6年間の計画なので、もう少し先を視野に入れながら計画の内容を考えたらどうかということだが、事務局から何かあるか。

○社会課長

計画は前半3年と後半3年で中間的な見直しを加えていく予定なので、例えば前半の取り組みを踏まえて後半の3年間でより発展した形で、何かしら計画にも具体的取り組みとして出し得る可能性はある。あとは、コロナ禍だけを盛り込むかどうか。こういった社会情勢や状況の変化はコロナ禍に限らず今後もあり得るので、その辺りは長い時間軸で意識したい。

○阿部会長

新型コロナウイルスへの対応がどうなるかは不確定であるが、想定されることを記述しておき、中間見直しでより踏み込んで新型コロナウイルスに対する計画の立ち位置をはっきりさせるという方法もあるし、新型コロナウイルスに限らず今後新しい感染症が登場した時に、どのように地域活動を支えていくか教訓を記述する方法もある。何らかの形で書き込みは必要と思う。他に何か意見はあるか。

○釣舟委員

資料1-2の4ページ左下に「正職員3名、嘱託職員3名増員、各区支部事務所の地域とかかわる職員全員に『CSW』を発令」と書いてあるが、今までの皆様のお話をうかがっていると、CSWは地域で孤立させないため、非常に大きな役割を担っている人なのではと思う。

ただ、そんなに人数がないのであれば大変なことだと思いながら、細かい質問だが、地域と関わる職員全員がCSWになっているとすれば、一体何人くらいいるのだろうか。

○阿部会長

寺田委員か、オブザーバーとして参加いただいている社会福祉協議会の方に回答いただきたい。

○仙台市社会福祉協議会地域福祉課長

仙台市社会福祉協議会地域福祉課長の岩渕でございます。令和元年度から令和2年度にかけて区支部事務所当たり、1人増員があった。青葉区と宮城野区と太白区に正職員を1名ずつ、

若林区と宮城支部と泉区に嘱託職員が1名ずつ配置された。また、区支部事務所のもとと配置されていた正職員に対して、職名としてCSWを付与している。数は青葉区が6名、宮城野区、太白区が4名、宮城支部、若林区、泉区が3名となっている。

#### ○釣舟委員

たくさん配備されているとしたら、いろいろな役割を担ってもらって、情報が届かない人のところへのアウトリーチも可能になるかと思ったのだが、今の段階ではそのような類のものではないということなのだろうか。

#### ○阿部会長

私の立場での発言は控えるべきかもしれないが、大変興味深いことにCSWは資格化されていないもので、地域と向き合っている社会福祉協議会の職員は、皆CSWみたいなところがある。一方で、専門職のようにも見える。その辺りが明確ではなく、社会のCSWに対する認識も曖昧なこともあって、CSW養成や職員配置について、予算措置上踏み込めない実態があるようだ。一言で申し上げれば、誰がCSWかという問いに明快な答えを出せないという現実がある。

仙台市及び仙台市社会福祉協議会はそうした中にあり、先駆的にCSWに関わる取り組みを行っていることを認識している。ちなみに岩沼市と多賀城市が追随し始めたようだ。少し力を入れて話したいのは、養成講座を資格化されていないにも関わらず始めていること。曖昧な中でも頑張っていこうとしている仙台市は進んでいる方かなと思います、少し褒めておきたい。

#### ○釣舟委員

(資格化とか専門家という話になると)相談機関の専門性について、専門性を極めると他の人とつながらなくなってしまう懸念がある。私も「専門家かわからないけれど、福祉を語るらしい」といった、そういう立場でずっと仕事をしてきたが、先ほど寄り添うという言葉が出てきたが、人の話に「いや、どうしようね」「ああしようか」という風に付き合っていく立場の人が地域のどこかにいる、またはそうした場所があることってものすごく心強いことなのではないか。一方で、地域住民には答えが欲しくて相談に行く方が多いので、微妙なところではあるが。

#### ○小岩委員

CSWに関して、去年、太白区社会福祉協議会とCSWから、私たちのNPOにつなげたということがあり、CSWの活動は地味だけれども着実に行われていると思う。

#### ○立岡委員

CSWとの連携の部分で、実は市社会福祉協議会でCSWとして活躍していた人に、私どもの法人に困窮支援の相談員として出向で入ってもらっている。やはり福祉分野でも専門性が強くなるにつれて、縦割りの部分が出てくるのだが、それでも横のつながりは保っていかなければならないといった時に、ケースをもって一緒に取り組むとか、実際に(他の関係機関の)中に入ってもらいながら、一緒になってやっていく取り組みをしていかなければならないので

はないか。言葉で連携と言うのは楽だが、実際に連携するのは難しい。その中で、今出向で来ていただいている方には、一生懸命、生活困窮の相談員として活躍していただいている。そして、社会福祉協議会に戻った時には、CSWとして困窮のところのノウハウも持っており、それを活かしたつなぎ方もできると。

このような形で、一つずつかもしれないが、連携を深めていき、最終的には様々な相談機関が連携できるようになっていく必要があるのではないか。これは仙台市だけではなく国全体としての課題だと思う。実際、どこでも連携と言いながら、担当窓口程度は知っているけれど相手の相談機関のことは全く知らず、つなぎ方も全然丁寧ではなく丸投げ的なものもある。お互いが信頼関係を損なわないような、相談者を孤立させないような丁寧なつなぎ方というのを、この計画でもきちんと盛り込める形になると大変よいのではないか。

#### ○阿部会長

行政と社会福祉協議会と、関係する民間の団体、社会福祉法人の方々等、テーマを共有しあう方々が都度参加されるようなケース研究会を設けるといった、そうした連携の形があってもよいのではないか、というような話をこの前してきたところだった。一つひとつのケースをできる限り皆で共有し、共有の幅を広げていくことを重ねるしかないのかなという気がしている。

それでは他に発言されていない委員から特に話しておきたいことはあるか。無いようであれば、前回の分科会では私から皆様の意見に対して返答というか、反論させていただいたが、今回は副会長に取りまとめをお願いしたい。

#### ○村山副会長

簡単にここまでの議論について振り返りたい。「本日も議論いただきたい点」として、基本理念、基本目標、そして基本的方向の修正内容について皆様から意見をいただいた。

まず資料 1-1 については、前回分科会までの意見を事務局で本当に丁寧にまとめていただいたと私も思っているし、また委員の皆様からも同様の意見をいただけたと思っている。

基本理念については、このままの内容でといった意見があった。基本目標については「孤立することなく」という文言の追加があり、その点は概ね皆様のご了承をいただけたと認識している。

それから基本的方向について、3つある中で3番目の「他機関の協働による、相談を受けとめよりそい続ける支援の推進」の「よりそい」については、漢字にするかひらがなにするかという表現のところで、一つ課題をいただいたので、今後検討していくことになるかと思われる。

施策の方向部分では、今回新たに具体に出てきたところを中心に議論いただいた。例えば空き家の問題、IT化の弊害、社会福祉法人の公益活動の話があった。さらに、新型コロナウイルス感染症との共存の視点について、6年間という長期的な視座で検討も必要ではないかという話、アクセシビリティの話や、最後にはCSWの話題にまで、かなり広範囲に深めるべき点が抽出されたと認識している。今回議論された点を事務局でも検討・研究いただきたい。私も皆様からの意見を深め、広げていき、論点を鮮明にしながらしっかりとしたプランになっていくよ

うに努力していきたいと思っているので、引き続き皆様から意見をいただきながら進めていければと思う。

(5)その他

○阿部会長

それでは続いて次第「5 その他」について、慣例に従い、まず委員の皆様から。

○大瀧委員

住民座談会について、どのように参加したらいいのか。

○社会課長

住民座談会については後ほど説明させていただきたく、その中で回答をお示ししたい。

○阿部会長

次回以降も「その他」で、皆様方にも意見・発言をお願いしたいと思うので、それぞれの所属団体の関わっているイベント等々あれば、是非発言をお願いしたい。それでは事務局から、今大瀧委員から指摘があった点も含めてお願いしたい。

○社会課長

事務局から2点連絡させていただく。まず、次回分科会を9月に予定している。配付していた日程調整表を記入いただき、一週間後の8月13日まで、FAXで事務局まで返信いただきたい。

2点目は住民座談会について、配付していた「第5次地域福祉活動計画及びせんだい支えあいのまち推進プラン策定に向けた住民座談会について」をもとに、仙台市社会福祉協議会より説明させていただく。

○仙台市社会福祉協議会地域福祉課長

(仙台市社会福祉協議会の岩渕地域福祉課長より、資料に基づいて概要を説明。また以下のとおり座談会参加者について説明)

地域の地区社会福祉協議会関係者を中心に、具体には町内会活動の関係者、民生委員児童委員、社会福祉施設、地域包括支援センターの職員、学校関係者等、幅広い団体・機関から代表者を10名ほど募って、座談会を開催する予定である。委員の皆様には改めてご案内差し上げたい。そこで、参加希望の座談会があれば、基本的には参加いただくことになるかと思われるが、万一参加者が非常に多くなった場合は、新型コロナウイルス感染拡大予防下の状況であることから、参加者の調整をさせていただくこともあり、予めご了承ください。それから住民座談会当日をどのように進行するかは、8月25日に予定されている活動委員会で改めてご説明する予定である。

○阿部会長

それでは以上で本日の分科会、およそ想定していた時間で終了することができた。これも皆様方の長時間にわたる間での協力・理解の賜物だと本当に思っている。どうもありがとうございました。

(6) 閉会